

最近の安倍政権の横暴は見過ごせない。昨年末に「特定秘密保護法」なるものを成立させ、今度は集団的自衛権を可能とする憲法解釈変更を閣議決定してしまった。実質的な内容もさることながら、為政者による専制から私たち国民を守る法治主義・立憲主義がないがしろにされていることが更に問題である。

一般の人たちは、法は私たち国民の行動を拘束するもののような印象を持っているが、そうした側面と同時に、為政者の行動を拘束する側面を持っている。つまり為政者は何らかの法的根拠に拠らなければ、国民の行動を拘束できない。それが法治主義である。ところが、法文が曖昧な表現を持っていると、その部分で為政者は都合よい解釈が行い、法治主義がないがしろにされる。特定秘密保護法にはそうした部分が多い。

憲法は国の政治のあり方を規定し、法の法たる存在である。憲法に反する法や政治は違憲であり、無効である。現憲法の規定に問題があれば、定められた手続きによって、憲法を改正しなければならない。

今回の集団的自衛権を可能とする憲法解釈変更の閣議決定は違憲である。それが抵触、あるいは関連する憲法の条文を示そう（下線は筆者による）。先ず、前文にこう表現されている部分がある。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」

平和主義による安保政策を宣言している。こ

れを受けて、9条はこうなっている。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

これを素直に読めば、自衛隊の存在そのものが違憲である。以前には問題にされたが、自衛隊を認めても平和主義を維持したい勢力にとっては、自衛隊を認める憲法改正が更に平和主義を脅かす改正になることを恐れたからだろう、憲法改正が行われないうまま、ほぼ容認された状態になっている。しかし今回の閣議決定は、日本国土を離れた海外への武力派遣やそこでの武力行使を可能と解釈するもので、違憲であり、平和主義をながいしるにするものである。

これが認められるようであれば、憲法でさえも、解釈によって内容を変更できるということになる。民主主義を担保して来た法治主義・立憲主義が崩れていく。法は国民ばかりを拘束する専制の道具となる。

自衛隊が海外に派遣され、武力行使も可能となれば、入隊者は減る。一方、安保政策が武力によるものに傾くならば、自衛隊の規模は拡大される。そうなれば、当然、徴兵制が俎上に載せられる。防衛費は確実に増え、今まで国民の暮らしに回されていた予算は当然、減っていく。為政者に反対する者は特定秘密保護法や更に制定されるであろう、例えば、「治安維持法」（仮称）によって、取り締まられる。隣組による相互監視も行われるかもしれない。そうなれば、私もこんな事を書いていられない。だから、今の内に書いているわけである。（2014年7月）

平和・法治主義・自由の危機の始まり
鈴木斉観